

令和3年9月定例会

(2021年)

市議会議案

(追加議案)

報告第25号 令和2年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について

議案第81号 令和2年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について

議案第82号 令和2年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第25号	令和2年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について	5	5
議案第81号	令和2年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について	9	—
議案第82号	令和2年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について	11	—

令和2年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政
の健全化に関する法律における健全化判断比率等
に関する報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び
第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る健全化判断
比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比
率、将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率について別紙
のとおり報告します。

令和3年9月14日

吹 田 市 長 後 藤 圭 二

令和2年度決算に係る「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における健全化判断比率等

1. 健全化判断比率

区 分	比 率
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率	▲ 2.1%
将来負担比率	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、また、将来負担比率は算定されないため、それぞれ「—」と表示しています。

2. 公営企業の資金不足比率

区 分	比 率
水道事業会計	—
下水道事業会計	—

(注) 資金不足比率は資金不足額がないため、それぞれ「—」と表示しています。

(参考) 早期健全化基準等
健全化判断比率

区 分	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	16.25%	30.00%
実質公債費比率	25.0%	35.0%
将来負担比率	350.0%	—

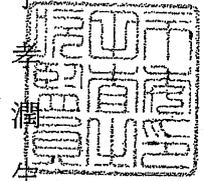
公営企業の資金不足比率

区 分	経営健全化基準
資金不足比率	20.0%

3 監 第 301 号
令和 3 年 8 月 30 日
(2021 年)

吹 田 市 長
後 藤 圭 二 様

吹田市監査委員	橋 本 敏 子
吹田市監査委員	谷 義 孝
吹田市監査委員	橋 本 潤
吹田市監査委員	柿 原 真 生



令和 2 年度 (2020 年度) 決算に係る吹田市健全化判断比率及び資金
不足比率審査に係る意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年 8 月 2 日付けで審査に付された令和 2 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

令和2年度決算に係る吹田市健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見

1 吹田市監査基準に準拠した旨

審査は、吹田市監査基準に準拠して行いました。

2 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

3 審査の期間

令和3年8月2日から令和3年8月30日まで

4 審査の着眼点及び実施内容

国（総務省）が作成した「地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率に関するチェックポイント」に沿って、当該比率が正確に算定されているかについて、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の係数の確認等を行うとともに、関係部局から説明を聴取し、審査しました。

5 審査の結果

審査に付された以下の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

	令和2年度	【参考】早期健全化基準
実質赤字比率	－	11.25
連結実質赤字比率	－	16.25
実質公債費比率	△2.1	25.0
将来負担比率	－	350.0

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないため、また、将来負担比率は算定されないため、それぞれ「－」と表示しています。

(2) 資金不足比率

(単位：%)

	令和2年度	【参考】経営健全化基準
水道事業会計	－	20.0
下水道事業会計	－	20.0

※資金不足比率は資金不足額がないため、それぞれ「－」と表示しています。

議案第 81 号

令和 2 年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 2 年度吹田市水道事業会計未処分利益剰余金 3,023,097,845 円のうち減債積立金に 600,000,000 円、建設改良積立金に 1,316,693,543 円、資本金に 1,106,404,302 円をそれぞれ処分するものとします。

令和 3 年 9 月 14 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

議案第 8 2 号

令和 2 年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について

地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 2 年度吹田市下水道事業会計未処分利益剰余金 1,025,690,844 円のうち減債積立金に 862,782,805 円、資本金に 162,908,039 円をそれぞれ処分するものとします。

令和 3 年 9 月 1 4 日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

